

令和二年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

令和二年九月九日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長	吉村忠男		
副委員長	奈良完治		
委員	石澤貴幸	三上道人	
	阿部祐己	五十嵐忍	
	前田信一	奈良岡文英	
	藤林公正	相馬勝治	
	横山哲英	野呂日出男	
	浅利直志	小野稔	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長 平田博幸

副町長
総務課長選管事務局長併任
財政課長
経営戦略課長
税務課長
住民課長
福祉課長
農政課長農委事務局長併任
建設課長
上下水道課長
会計管理者・会計課長
監査委員
選管委員長
農業委員会会長
教育長
学務課長
生涯学習課長
学校給食センター所長

五十嵐 晋
兵藤 範明
三上 孝之
葛西 昭仁
木村 宣文
森 篤
久保田 整
高木 秀光
神 昭彦
阿部 悟
佐藤 康文
工藤 友良
加福 孝二
安原 義太郎
羽賀 義易
清野 健志
佐々木 泰人
清水 裕行

事務局職員出席者

事務局長	藤田伸
主幹	佐藤健

審査日程

議案第七十一号	令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第七十二号	令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第七十三号	令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第七十四号	令和元年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
議案第七十五号	令和元年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 令和二年九月九日

開 議 午前九時五八分

○委員長（吉村忠男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

審査日程に従い、本日は議案第七十一号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を初めとし、全部で五件を審査する予定です。各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第七十一号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

おはようございます。

それでは、議案第七十一号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その国保特別会計決算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。

決算書の二百三十ページをお開き願います。この実質収支に関する調書におきます一の歳入総額は十八億四千四百一十一万六千二百六十一円、二の歳出総額は十八億三百十万四千五百二十七円となり、三の歳入歳出差引額並びに五の実質収支額は四千百一万千七百三十四円となっております。五の実質収支額のうち、二千三百万円を地方自治法の規定による基金繰入額として財政調整基金への繰入れを行い、残りの一千八百一万一千七百三十四円は翌年度へ繰越しするものであります。

二百二ページ、二百三ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第一款国民健康保険税についてでございますが、第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税の収入済額が二千七百七十七万円余り、第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税が三億四千九百九十三万円余りとなり、このうち基礎分現年課税分収入済額及び収納率は二億二千八百七十六万円余り、九三・七%となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は三十六万円余りとなっているものであります。

次のページをお開き願います。中ほどの第三款国庫支出金第一項国庫補助金第三目の国民健康保険制度関係事務事業費補助金については、国民健康保険被保険者の資格管理の効率化、適正化を図るためのシステム改修費用として三十九万円余り、第四款県支出金第一項県負担金第一目の保険給付費等交付金についてであります。国保運営につきましては、平成三十年度から市町村とともに都道府県もその運営を担い、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営について中心的な役割を担いながら、国保制度の安定的な運営を図ることとしたものであります。これらのことから、この保険給付費等に要する費用に対し、交付された保険給付費等交付金普通交付金が十一億九千二百四十四万円余り、第二項県補助金第一目の保険給付費等交付金については、前述の第一項県負担金と同様の考えから、次のページをお開きください、特別交付金として備考欄記載の区分費目別に交付されたものであり、合わせまして六千三百六十三万円余りが交付されたものであります。

第五款財産収入第一項財産運用収入第一目利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子で八万円余りとなったものであり、第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は国民健康保険税の軽減に対する公費負担分で一億五百七十七万円余り、第二節の職員給与費等繰入金は職員の給与費等で三千七百二万円余り、第三節の出産育児一時金等繰入金は出産育児一時金に対し繰り出し基準に基づいた額を繰入れするもので三百七十七万円余り、第四節の財

政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化、国保税負担の平準化を図るため、地方財政措置がなされたものであり、普通交付税の基準財政需要額に算入され財源保証がなされている分を繰入れするものであり、二千三百七万円余りとなっており、一般会計からの繰入金の総額は一億六千八百二十五万円余りとなったものであります。第二目基金繰入金第一目の財政調整基金繰入金は、国保事業会計の安定的な運営を行うため、国保税収納状況及び基金残高を考慮し、二千万円を繰入れしたものであります。

第七款繰越金第一項第一目の繰越金は前年度からの繰越金で、一千五百六十九万円余りとなったものであり、第八款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は、過年度分におきます国保税の納付に伴う延滞金で五十九万円余りとなっております。

次のページをお開きください。第三項雑入についてであります。第一目の一般被保険者第三者納付金は交通事故における治療などに国民健康保険を使用し、保険者負担分をその第三者が納付したもので四百七十七万円余り、第三目第一節の一般被保険者返納金は保険資格異動などに伴う保険者への返納金が主なもので五十四万円余り、第五目第一節の雑入は平成三十年度分療養給付費の確定清算に伴う普通交付金で、一万円余りを受入れしたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。二百十四、二百十五ページをお開きください。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員四人分の人件費のほか、第十三節委託料におきます高額療養費支払システム改修業務委託料などの物件費などが主なもので、三千六百十八万円余り、第二目の連合会負担金は県国保連合会の運営事務経費に係る町負担分で百二十二万円余りであります。

次のページをお開きください。第二項の徴税費は国保税の賦課徴収に係る物件費などが主なもので百六十万円余り、第三項の運営協議会費は国保運営協議会委員十五人分の報酬のほか、協議会の運営に係る経費が主なもので十三万円余りの支出となったものであります。

次に、第二款保険給付費第一項療養諸費は、医療機関での受診や調剤及び補装具に対する療養の給付に要した経費であり、それぞれ、第一目の一般被保険者療養給付費は十億二千七百一十万円余り、次のページをお開きください。第二目の退職被保険者等療養給付費は、百十四万円余り、第三目の一般被保険者療養費は七百五十二万円余り、第四目の退職被保険者等療養費は四千万円余り、そして第五目の審査支払手数料五百四十万円余りを加えました。

第一項療養諸費の総額は十億四千九百九十九万円余りとなり、対前年度比三千四百七十一万円余り、三・二％の減となったものであります。

第二項高額療養費の第一目一般被保険者高額療養費から第四目の退職被保険者等高額介護合算療養費までの総額は一億五千九百九十九万円余りで、対前年度比一千五百五十万円余り、九・三％の減となったものであります。

次のページをお開きください。第四項出産育児諸費第一目の出産育児一時金の給付は、十一件分で四百六十一万円余り、第五項葬祭諸費第一目の葬祭費の給付は十八件分で九十万円となったものであります。

続いて、第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、県において見込みを立てた医療給付費などの額から公費などの拠出で賄われる費用を除いた額を事業納付金の額として、それぞれの市町村ごとに納付額を決定しているものであります。当町への納付金決定額に基づき、第一項医療給付費分の納付額は三億七千八百六十九万円余り、第二項後期高齢者支援金等分の納付額は一億一千二百八十三万円余り、次のページをお開きください、第三項介護納付金分の納付額については、五千四十七万円余りとなったものであります。

続いて、第六款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診に係る職員の人件費及び特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので、一千七百四十五万円余りとなったものであります。

次のページをお開きください。第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、特定健診受診者に対する保健指導事業費及び三十歳代の健康診査業務委託料などの物件費が主なもので、四百二十五万円余りとなったものであります。第二目の

医療費適正化対策費は、国保加入者の健康管理と国保制度に対する意識を深めていただくことを目的として実施している医療費通知に係る業務委託料が主なもので、八十三万円余りとなったものであります。

次のページをお開きください。第七款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、先ほどの歳入の第五款財産収入で述べさせていただきました財政調整基金積立金利子分の八万三千円を積み立てしたものであります。

第九款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は社会保険などに加入後、国保の脱退手続の遅延に伴う国保税の賦課更正による還付金で八十万円余り、第三目の償還金は平成三十年国保特定健康診査保健指導負担金等の清算に係る県に対する返還金で、百三十一万円余りとなったものであります。

最後になって申し訳ございませんが、決算書の訂正をお願いいたします。四百二十九ページの附表をお開き願います。その附表の下の欄、十一でございますが、療養の給付に関する調べ中、四百二十九ページ二列目、一件当たり費用額と書いております、その下が十五・四日、その表の表題でございますが、一件当たり日数に変更をお願いいたします。申し訳ございませんが、訂正方よろしく申し上げます。四百二十九ページの一番下の表でございます。受診率の右側に一件当たり費用額とございます。その下が十五・四日とありますけれども、その表題を、費用額を日数に訂正申し上げます。

以上、議案第七十一号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いいたします。

何か。浅利直志委員。

○浅利直志委員

歳入に関わるところであります、ページ数は、二百二ページと二百三ページですね。国民健康保険税についてであり

ます。国保については、県に移管されて、財政的には県主導で行うという制度改正がされたところでありましてけれども、そもそも、うちのほうの一般被保険者特別徴収と普通徴収というのがあります。それぞれ被保険者数というのは何人ほどになっていらっしゃるのか、固定、決算期を通じては変化もあると思うんですけれども、末時点でもよろしいので、被保険者数どれくらいなのかということについてお聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。初めに、特別徴収義務者でございますけれども、五百名でございます。それから、普通徴収につきましては、二千二百二十六名となっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

特別徴収のほうはかなり少ないというような現状なんですけれども、そもそもこの普通徴収のほうで二千二百二十六名ほどになっていらっしゃるんですけれども、これの、私の全体の記憶では、いわゆる国保が無職者や、あるいはまた退職者、自営業者が圧倒的に多いわけでありまして。それで、この二千二百二十六名ほどの、合わせて二千七百二十六名ほどになるんですけれども、平均的なというよりも、百万円から二百万円、そういう課税所得の人はどれくらいの割合であるのかということはどうでしょう、どのように現状を把握していらっしゃるんでしょうか。二百万円以下ということで見ますとどうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

今日持参しております資料にちょっと個々の税額の資料がございません。大変申し訳ありません。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私のほうから調べておいてほしいという通告もしていなかったもので、その点は申し訳ないなと思っておりますけれども、平成三十年度時点で私が頂いた資料によりますと、これは課税標準額で見ますと、いわゆる十万円以下の金額の納税義務者というのが三百六十五人ほど。それから、十万円を超えて百万円以下というのが二千七百三十三名ほどとなっているんです。百万円から二百万円というのは千五百十七名ほどということで、二百万円以下と見ると、五千七百十三世帯のうちの約八割が二百万円以下なんですね。これに対して、納税額が一〇%から一五%というような、資産割だとか様々、資産割はないですけれども、所得割だとか均等割りだとかということになっているんですけれども、いずれにしても、私がそういう低所得者の減税措置、法定減免というのは、どういうふうになされているのかということをお聞きしたいと思います。休憩中でもいいです。

○委員長（吉村忠男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十一分

再 開 午前十時二十二分

○委員長（吉村忠男君）

休憩を取り消し会議を続けます。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

軽減についてちょっとお答えいたします。減免につきましては、納付が非常に困難になった場合に、例えば災害等、また生活困窮等により、基準に基づきまして減免を行っております。また、所得によりまして軽減制度も設けておりますので、内容としまして七割軽減、五割軽減、二割軽減という軽減制度も設けております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

政府も減免措置、制度の低所得者をカバーするための、支援するための七割、五割、二割軽減措置などを行っているわけでありましてけれども、いわゆる県で運営することを決める段階で、全国的には三千四百億円ほど支出をして国保の安定化に努めるというような趣旨でスタートしたわけでありまして。私に言わせれば、さらにそれを倍増する国の支援制度がなければ、今後とも国保の安定的な経営や、あるいはまた、様々な薬価が高くなっているというような問題などもあって、国保の保険料の引上げにつながっていかざるを得ないと思っております。

それで、関連してお聞きいたしますけれども、年度初めから年度終わりといえますか、令和元年度についての初めの段階から資格証明書、短期証というの、いわゆる短期の保険証しかあげませんよと、あるいは、資格証というの、全部の医療を受けてもいいけれども、全部負担してくださいよとかというような、この短期証、資格証などの交付自体は、

令和元年度においてはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。令和元年度におきましての更新時の状況をお話いたします。資格証につきましては、二十五世帯、短期証につきましては百世帯となっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

不能欠損についてお尋ねいたします。意見書の三ページにあります国保の欠損百六十一件とあります。一番大口というか、一番大きい欠損したのは、額は幾らですか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。令和元年度の不能欠損額のうち、不能欠損の理由といたしまして、生活困窮等により（「それはいい」の声あり）いいですか、金額だけでよろしい。最大の方で二百万円超の方もいらっしゃいます。以上です。

（「もうちょっと細かく」の声あり）最大の方で、内容的には十一年分ということで、二百万円超の金額となっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

一部、最大の方で二百万円と今聞きましたけれども、それは困窮者ですか、それとも居所不明とか、どういう方なんですか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

不能欠損の理由といたしましては、生活困窮によりまして三年間の執行停止の末、消滅、不能欠損ということになります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど、一番の最後のページ、国保のデータ資料ですね、私は非常にいい内容だなと思っておるんです、基本的な状態を理解する上でも。転載もされたんでありますけれども、その中で、見ていただきたい、ページ数は四百二十八から四百二十九に関わることです。例えば、この中で調剤というのがありますよね、一番下の附表十一の中で。高い薬が出て、あるいはいい薬だけでも高いという、そういう薬もたくさん出ているわけでありまして。その中で、調剤件数が二万二千四百十七、これは入院、通院も含めてなんでしょうから、受診率というのは右の四百二十九ページにありますでしょう、この五六二・〇というのはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。つまり、薬のもらい過ぎだとか何とかという、ダブル、薬をもらっているとか何とかというのを防止しようと、あるいは、やらないようにしようとい

うようなデータのための受診率でもあったと思いますので、五六二・〇の、この意味合いはどのようなふうに理解すればよろしいのでしょうか。

あわせて、歯科の八七九・三というのもどういう意味合いなのかお知らせしていただけたらと思います。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この附表十一の見方でございますけれども、受診率につきましては、件数、例えば入院の件数九百三件がございます。この件数を附表八の令和元年度の国保被保険者数で割り返したものでパーセントを出しております。それを同じ算式で求めて、歯科でありますとか、調剤でありますとか、こういうパーセントになったものでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

被保険者数を基にして割り返したというふうになって、調剤の五百六十二となっていれば、一人当たり医者五件ぐらいからもらっているという意味合いに近いことになるんですか。その辺もうちょっと、休憩中でもいいんです、説明してください。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この調剤につきましては、その調剤薬局から5件ということではなくて、薬の種類でございます。それに合わせましてパーセントを出しますと五六二%ということになります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

薬の種類というようなことがデータベース上載しているということ、その医療的な、あるいは医学的な評価については、ちょっと私も評価もしかねるので、いずれにしても分かりやすい、医療保険についてこういうデータがございます。

関連してお聞きしたいのは、これ、今回も言うことになるんですけども、つまり医療保険があって、いや、これ医療保険の年寄り部分は分離しよう、後期高齢者だと、あるいはまた、介護保険は別途国の制度として二〇〇〇年からやろうというようなことになっているわけです。ですから、このデータでいきますと、被保険者の人数だとか、そういうのは分かりやすい、実情が分かりやすいわけでありまして。ですから、国保とともに後期医療と介護保険の、少なくとも被保険者数だとか、そういうものをデータとして蓄積しておくことが必要ではないかなと思っております。これは担当課というよりも介護保険の担当の方にも関係することなんですけれども、どういうお考えでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。私がこの福祉課に来たおとしに、実は決算特別委員会を前にしてこの決算書をいろいろ見た中で、この最後の附表に国保があって、なぜ介護がないのかという疑問を抱きました。そこでいろいろ調べて、ちょっとその根拠というの、今忘れたんですけども、たしかこの決算書を作成するに当たって、地方自治法であったか、地方

財政法であったか、ちょっと根拠忘れましたが、決算書にはこういうものを、今のこのページであれば、四百九ページの決算説明資料としては何々をというのが、たしかあるはずなんです。そこに介護保険のこのような、国保のこのようなものを掲載しなければならないというふうにはなっていないかと記憶してございました。ただ、決算書は決算書として、今、浅利委員おっしゃるような介護保険という国のいわゆる社会保障制度の一つとして、町の状況が被保険者、あるいは給付の状況がどのような状況なのかというもの、この国保のようにもう少し詳細な資料をお示しするものはありませんか。考えてはおります。その辺につきましては今後検討して対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ぜひ、つまり制度のこの地方自治法というか、決算認定に当たって明記されていないということ、自治法に明記されているとか、いないとかじゃなくて、全体の医療・介護の現状がどうなっているのかという流れを、きちんと給付額、被保険者数も含めて理解するようにすべきだと思っております。前も同じような答えなの、町長どういうふうに思っておりますか。改善する余地ありませんか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

一つの課題については、事務方がデータは持っているんで、議員が調べようと思えばいつでも分かる、それが私は現状だと思っております。ただ、一般的に、皆さんも、私も、町民から負託されて町長になったり、議員になっていきますの

で、次年度の決算には、今ご指摘あった、今回でいけば第七十二号、そして、七十三号のいわゆる議案について、もうちょっとかみ砕いて、すぐ年度で分かるような表を付け加えるような形での担当課と検討していきたいと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ぜひ前向きに検討し、実施していただきたいと思っております。

二百十七ページのところです。賦課徴収費というところであります。先ほど横山委員もいわゆる滞納の問題についてお聞きしておりましたけれども、その中で、負担金、補助及び交付金、十九節ですね、六十七万四千八百円ほど支出しておるのでありますけれども、この滞納整理組合さん、県内総合事務組合と今は言っているんだと思っておりますけれども、その実績というか、どれぐらい依頼して、どれぐらいの収納といたしますか、それにつながったのかというようなことについてお聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。滞納につきましては、先ほど浅利委員おっしゃいました滞納整理機構と協力しながら徴収しているわけですが、実績としましては、滞納整理機構に移管している金額としましては、三千六百万円ほど移管しております。そのうち、昨年度徴収した金額につきましては、国民健康保険税で六百三十万円ほどの徴収をした実績でございます。それに伴う負担金として六十七万四千八百八十七円の負担金をお支払いしております。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何でも集金に行くというのは大変なんですけれども、努力も要するんですけれども、課として具体的にはどういう取組を、いわゆる滞納整理のためにどういう取組を強化してきたんでしょうか。その点について説明していただければと思います。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

税務課としての取組についてお答えいたします。まず、先ほどの滞納整理機構と協力しながら徴収する一方で、各税の納付書を発行してから、納期到来してから二十日した際に、まず、督促状を発送させてもらっております。その督促状で納められなかった方には、個々に納付相談も行っております。また、その後、しばらく納付等、また相談等ない場合には、催告書を発送しております。これは年三回ほど、四月、十月、十二月という三回に分けて発送しております。その発送した後に個別に納税相談という案内も差し上げておりまして、個々に呼び出しをさせていただいて、相談をさせていただいております。期間としましては、年三回のうち各回四日から五日ほどの日にちを設けて行っております。それで、納税相談をしたときに、今後の納付について誓約書を徴収させていただいております。誓約書につきましては、今後の毎月の納付金額や本人の状況に応じて誓約書を交わしております。それをもって、それ以降納付がない、また、連絡もないということがございますと、滞納整理組合機構のほうへ移管して、またそちらのほうでも分割納付や差押さえ等の滞納処分も行っております。そのような取組を行っております。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議ありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

令和元年度の国保会計の決算の認定に同意できない、その理由を簡単に申しますと、国保会計は財政難や、あるいはまた、保険料の高騰、滞納増という構造的問題を抱えているわけであります。国保の定率国庫負担の割合をいわゆる医療給付費の五〇％から六〇％への引上げなど、国庫支出金の負担金の増額を図ることが必要だという理由が一つであります。

国保税は課税所得が二百三十万円で子供二人の四人世帯で四十五万円ほどの税負担も負担している方もいらっしゃいます。一四％、一五％の負担であります。また、子供の均等割の軽減策なども県主体で運営しておりますけれども、子供の均等割の軽減策などもぜひ実施すべきであるというようなことから、本予算の認定に同意できません。

○委員長（吉村忠男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤委員。

○石澤貴幸委員

議案第七十一号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計決算に対しまして、賛成の立場で討論いたしま

す。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度の中核として、現在は都道府県と市町村が共同で運営を行っております。令和元年度の決算につきましては、加入者の高齢化による医療費の上昇及び現役世代の減少など、財政的に厳しい状況下で事業費納付金の確保かつ保険税収納率の向上に努められており、評価できるものであります。国民健康保険は被保険者である町民の皆様にとって重要な役割を担っている制度であることから、今後においても事業運営の健全化とさらなる保険事業の充実に取り組んでいただき、健全な財政運営に一層の努力をされることを要望いたしまして賛成討論いたします。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉村忠男君）

起立多数であります。よって、議案第七十一号は認定するものと決定いたしました。

次に、議案第七十二号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

それでは、議案第七十二号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、

その後期高齢特別会計決算の歳入歳出の概要についてご説明申し上げます。

決算書の二百五十六ページをお開き願います。この実質収支に関する調書におきます一の歳入総額は三億二千百十九万六千二百六十九円、二の歳出総額は三億一千八百五十三万一千二百九十二円となり、三の歳入歳出差引額並びに五の実質収支額は二百六十六万四千九百七十七円となり、この額を翌年度へ繰越しするものであります。

二百四十四、二百四十五ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済額は五千七百二十八万円余り、第二目の普通徴収保険料の収入済額は二千七百十六万円余りとなり、このうち第一節の現年度分普通徴収保険料収入済額及び収納率は二千七百二万円余り、九七・六%となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は職員給与費等繰入金分で九百六十九万円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分となります。広域連合事務費繰入金については七百八万円余りとなっており、事務費繰入金の総額は一千六百七十七万円余りとなったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減に対する公費負担分で四千七百五十三万円余り、第三目の療養給付費繰入金につきましても、広域連合で給付を行っております被保険者の療養給付費に対する公費負担分としての繰入金で、一億六千三百五十八万円余りとなったものであります。

第四款繰越金は、前年度からの繰越金で二百三十四万円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第五款諸収入第二項第一目の保険料還付金は、被保険者の所得更正に伴う保険料の還付金で三万九千円余りであり、第三項雑入第一目の返納金は、平成三十年度分市町村療養給付費の確定清算に伴うもので六百四十五万円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。二百五十二、二百五十三ページをお開きください。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、担当職員一名分の人件費のほか、第十三節委託料におきます後期高齢者

医療システム保守業務委託料などの物件費が主なもので九百二十万円余り、第二項第一目の徴収費は後期高齢者医療保険料の賦課徴収業務に係る物件費などが主なものであり、四十八万円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金は三億二百一十万円余りとなっており、その内訳といたしましては、町で徴収した保険料及び保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤安定負担金などを広域連合へ納付する保険料等負担金が一億三千百三十四万円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が七百八万円余り、広域連合で給付を行っている療養給付費に対する町負担分となります療養給付費負担金が一億六千三百五十八万円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第一項第一目の保険料還付金は、被保険者の所得更正などに伴う保険料の還付金であり、第三目の償還金は、平成三十九年度に行われました保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修事業の清算確定による高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金で三十二万円余りとなったものであります。第二項第一目の一般会計繰出金の六百四十五万円余りにつきましては、平成三十九年度市町村療養給付費負担金の確定に伴う一般会計への返還分に対し、繰出金処理を行ったものであります。

以上、議案第七十二号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十二号は認定するものと決定いたしました。

○委員長（吉村忠男君）

換気及び消毒のため、休憩いたします。再開時刻は十一時といたします。

休 憩 午前 十時五十三分

再 開 午前十一時〇一分

○委員長（吉村忠男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第七十三号令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、令和元年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書三百ページをお開き願います。令和元年度の決算は、歳入総額が十八億七千三百七十八万二千九百二十二円、歳出総額が十八億一千四百六十六万八千四百六十一円となり、歳入歳出差引額五千九百一十一万四千四百六十一円は全額介護保険財政調整基金へ積立てしたものであります。

続いて、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百七十一ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項第一目第一号被保険者保険料の収入済額は三億三千二百四十一万六千三百七十円で、

徴収率は九五・六％、前年度対比で〇・三％の減となったものであります。なお、二年の時効などによる不納欠損額は三十七名分の三百七十八万六千二百二十円でありました。

次に、第三款国庫支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は二億九千八百八十二万千円で、居宅介護給付費に対する二〇％分と施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。第二項国庫補助金第一目調整交付金の収入済額は一億三千九百四十二万千円で、国が全国の市町村の高齢化の状況や所得水準と給付費の状況を調整した結果により交付されたものであります。次のページをお開き願います。第四目保険者機能強化推進交付金は、各保険者が高齢者の自立支援や重度化防止等の取組をした内容を国が評価した結果交付されるもので、二百四十二万七千円となったものであります。

次に、第四款支払基金交付金第一項第一目介護給付費交付金の収入済額四億三千七百九十八万三千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する二七％分の法定負担金であります。

第五款県支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は二億二千九百二十八万九千二百七十九円で、居宅介護給付費に対する一二・五％分と施設等介護給付費に対する三七・五％分の県の法定負担金であります。

次のページに移りまして、第七款繰入金第一項第一目介護給付費繰入金の収入済額は二億一千百十三万一千円で、介護給付費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次のページをお開き願います。第二項基金繰入金第一目介護保険財政調整基金繰入金の収入済額は七千四百九十五万円で、財源補填のため基金を取り崩し、繰入れしたものであります。

第九款諸収入、次のページに移りまして、第三項第三目雑入の収入済額五百九十七万五千三十四円は、支払基金交付金の平成三十年度の精算に伴い追加交付されたものであります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げますので、二百八十四、二百八十五ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は四千二百六十三万百三十六円で、職員人件費が主なものであります。第二項徴収費は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。次のページをお開き願います。第三項介護認定審査会費は、要介護度等の判定に係る費用である津軽広域連合の介護認定審査会への負担金が主なものであります。第四項趣旨普及費は、介護保険制度普及及び被保険者への各種通知書送付用封筒の印刷費が主なものであります。第五項介護保険運営協議会費は、介護保険運営協議会の会議開催に係る費用であります。

次のページをお開き願います。第二款保険給付費第一項第一目介護サービス等諸費の支出済額は十四億七千六百六十三万五千六百四円で、要介護の認定を受けた方が利用されたサービス給付費であり、前年度対比で約四千七百万円、三・三%の増となったものであります。内訳といたしましては、デイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービス給付費が五億四千四百七十七万八千七百九十三円で前年度対比一・三%の増、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が三億三千二百三十九万八千九百九十八円で前年度とほぼ同額、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が五億二千七百十萬九千六百五十八円で前年度対比七・四%の増となったものであります。第二目介護予防サービス等諸費の支出済額は一千五百二十七万四千九百十三円で、要支援の認定を受けた方が利用された介護予防に係る費用であり、前年度対比では六・二%の減となったものであります。第三項第一目高額介護サービス等費の支出済額は四千三百四十六万七千八十三円で、同一月内に受けたサービスの自己負担額が一定額を超えた場合に支給されるもので、前年度対比で二・七%の増となったものであります。次のページに移りまして、第五項第一目特定入所者介護サービス等費の支出済額は七千七百十八万六百八十五円で、所得の低い方の施設サービス利用費の食費、住居費等を支給したものであります。

次に、第三款の地域支援事業費は、制度改正に伴い、平成二十八年度途中から移行した総合事業に対応した事業が主なものであり、第一項第一目の介護予防・生活支援サービス事業費が通所型及び訪問型サービスなどで支出済額は三千

五百六十一万五千七百七十五円、前年度対比では九・六％の減となったもので、次のページをお開き願います、第二項の一般介護予防事業費はげんき教室やらく楽教室といった介護予防把握事業など、第三項の包括的支援事業・任意事業費は第一目の総合相談・権利擁護事業費から二百九十六ページお開き願いますが、こちらの上段、二百九十六ページ、第七目の地域ケア会議推進事業費までは、町社会福祉協議会に委託して実施している地域支援事業に係る費用であります。

第四款の基金積立金二百四十九万九千円は、介護保険財政調整基金から発生した利息七万二千元と保険者機能強化推進交付金二百四十二万七千円を合わせて積み立てたものであります。

第五款諸支出金第一項償還金及び還付加算金の支出済額は四千三百八十九万六千九百六十五円で、平成三十九年度分の国・県等負担金の返還金が主なものであり、第三項繰出金の支出済額一千六百六十一万一千三百十二円は一般会計との精算によるものであります。

令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての説明は以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。横山委員。

○横山哲英委員

二百九十三ページの教室の委託料ですけれども、げんき教室とか社協さんでやっていると思いますけれども、これに出席、参加している人数分かりましたらお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。げんき教室、これは特別養護老人ホームさんふじさんで実施しているもので、場所は藤崎と常盤の老人福祉センターで月二回実施しておりますが、その日によって多少の変動はございますが、十五人から二十人程度は参加されているということでございます。また、らく楽教室でございます、これは町文化協会のほうで委託を受けて実施していただいているものでございますが、こちらも月二回、それぞれの福祉センターで実施しておりますけれども、こちらも十五名程度は参加しているということでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

歳入に関わることですけれども、ページ数で申しますと歳入二百七十ページと二百七十一ページに関わることです。この第一号被保険者の保険料というのが、収入済額も記載されているんですけれども、これは何人分で、その辺どういうふうな収入済額が算定されたんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。第一号被保険者四千七百名ほどいらっしゃいます。六十五歳以上の方でございます。全てが被保険者でありますので、保険料の納付義務がございます。その合計がこの金額となります。そして、特別徴収と普通徴収、これにつきましては、年金のいわゆる天引き、特別徴収ということで、一定の金額、年額で十八万円以上という線引きはございますが、それ以上の年金を受給されている方につきましては、年金から特別徴収、それ以下、もしくは課税所得とならない、例えば障害年金ですとかそういう年金の方、それから、六十五歳に到達した年度は特別徴収できないと

なっております。そういう方々が普通徴収となるものでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

普通徴収の説明もなさっていただいたので、十八万円以下といたしますか、そういう対象の方というのはどれくらいいらっしゃるのかということと、もう一つは、不納欠損額、三百七十八万円ほどで、高齢者は律儀に納めているなという思いもあるんですけども、この不納欠損額、三十七名ほどという説明もあったんですけども、その内訳について明らかにしていただきたい。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。普通徴収の被保険者といたしますか、人数としましては七十三名でございます。そのうちの八名が新規、先ほどの到達した中で滞納につながった方と把握してございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は認定するものと決定いたしました。

次に、議案第七十四号令和元年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、議案第七十四号令和元年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件に関しまして、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百六、三百七ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三億七千九百五十六万七千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億六千五百七万四千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が二千八百九十七万九千円余りであります。第二項営業外収益が一千四百四十九万三千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四万四千円余りあります。

次に、支出ですが、総額で三億二千八百二十六万一千円余りあります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億一千五百十三万六千円余りで、そのうち仮払消費税及び地方消費税が一千四百二十四万七千円余りあります。第二項営業外費用が一千三百七万二千円余りあります。第三項特別損失が五万二千円余りあります。

三百八、三百九ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で四百十一万三千円余りあります。内訳といたしましては、第二項負担金の三百八十万五千円余りで、消火栓更新工事に対する一般会計の負担金であります。第三項補助金の三十万八千円は、浄水場の浸水対策工事の設計業務に対する国庫補助金であります。

次に、支出が総額で一億一千六百五十七万三千円余りあります。内訳としましては、第一項建設改良費が三千二百五十五万円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が二百七十三万六千円余りあります。第二項固定資産購入費が

一千五百十八万五千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が百三十五万円余りであります。第三項企業債償還金が六千八百八十三万六千円余りであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億一千二百四十五万九千円余りについては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び過年度分の損益勘定留保資金で補填したものであります。

次に、三百十八ページをお開きください。事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。給水人口が前年と比較して百六十三人減の一万四千八百七十二人、給水戸数は五千五百三戸で、給水区域内における普及率は変わらず九九・七％であります。

次の配水量及び有収水量につきましては、年間総配水量が藤崎・常盤両地区合計で七千九立方メートル増の百四十四万八千八百三十八立方メートル、年間総有収水量が両地区合計で四千百三十八立方メートル減の百二十七万五千百七十九立方メートルとなっており、有収率は前年より〇・七％減の八八％となっております。

三百二十四ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。令和元年度末企業債残高は五億六千五百一十万円余りであります。借入先別では、財政融資資金が十七件で四億四千七百五十六万三千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で九千九百三十一万三千円余り、民間資金が三件で一千四百六十三万三千円余りであります。

三百二十六ページをお開きください。次に、収益費用明細書についてご説明いたします。なお、決算額については、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は三億五千五十四万七千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億三千六百九万四千円余りで、そのうち第一目給水収益が三億三千五百六十六万七千円余りであり、給水収益の内訳としましては、水道料金が三億二千五百五十四万七千円余り、メーター使用料が一千十二万円余りあります。第四目のその他営業収益が検査手数料及び給水工事指定業者手数料の四十二万七千円あります。

次に、第二項営業外収益が一千四百四十五万三千円余りで、内訳としましては、第一目受取利息及び配当金が預金利息の二十万三千円余り、第二目他会計補助金が簡易専用水道委任事務交付金として県から交付された十四万九千円であります。第三目長期前受金戻入が一千三百六十万二千円余りで、これは平成二十六年からの地方公営企業法改正に伴う減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。第四目雑収益が四十九万八千円余りで、主なものは水道企業団保守業務受託に対する委託料の四十九万四千円余りであります。

三百二十七ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は三億一千四百一万三千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億八十八万九千円余りで、そのうち第一目浄配水費が一億四千七百七十七万八千円余りで、主なものといたしましては、第四節委託料が二百七十五万三千円余り、委託料の主なものとしましては、電気保安業務委託料が四十六万九千円余り、水質検査業務委託料が百三十四万八千円、浄水場定期点検業務委託料が四十七万円であります。第六節修繕費が一千百三十二万六千円余りで、主なものといたしましては、配水管・仕切弁修繕費が四百四十一万円余り、メーター取替工事費が四百八十三万円、交換用メーター修繕費が二百二万八千円余りであります。第七節動力費が五百五十八万五千円余り、第九節受水費が一億二千八百七万三千円余りで、これは津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。第三目総係費が五千八十八万七千円余りで、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費及び賞与、法定福利費引当金等の職員給与費が三千七百七十九万八千円余り、三百二十八ページ、第十二節委託料が六百五十七万四千円余りで、委託料の主なものといたしましては、水道メーター検針業務委託料が三百九十九万五千円余り、上下水道料金システム保守業務委託料が百二十九万五千円余りであります。第四目減価償却費が一億二百二十二万二千円余りで、主なものといたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の建物分が三百三十八万七千円余り、構築物分が八千二十三万一千円余り、機械及び装置分が一千百九十三万二千円余り、三百二十九ページ、第二節無形固定資産減価償却費が四百二万三千円余りであります。

次に、第二項営業外費用が一千三百七万二千円余りで、内容としましては第一節企業債利息であります。償還先別では、財政融資資金が十七件で一千五十一万六千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で二百四十七万円余り、民間資金が三件で八万五千円余りであります。

第三項特別損失が五万二千円で、水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が三千六百五十三万四千円余りで、黒字決算となったものでございます。

三百三十ページをお開きください。次に、資本的収入支出明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては消費税込みの額となっております。

まず、収入についてご説明いたします。収入総額は四百十一万三千円余りであります。内訳といたしましては、第二項の消火栓更新工事に対する一般会計負担金が三百八十万五千円余り、第二項の国庫補助金が三十万八千円であります。

次に、支出ですが、総額で一億千六百五十七万三千円余りであります。内訳といたしましては、第一項建設改良費第一節委託料の西豊田浄水場浸水対策工事概算設計業務委託料が九十二万四千円、富柳橋橋梁添架管掛替工事設計業務委託料が四百八十四万円、第二節工事請負費の主なものは、消火栓更新工事費が三百七十六万六千円余り、三千石堰雨水事業に伴う水道管布設替工事費が一千百九万一千円余り、県道前坂藤崎線配水管布設替工事費が千百七十八万六千円余りでございます。

第二項固定資産購入費が一千五百十八万五千円余りで、第一目第一節備用品費の量水器購入費三十三万五千円余り、第二目第一節委託料の会計システム機器更新業務委託料が一千四百八十五万円であります。

第三項企業債償還金は六千八百八十三万六千円余りで、償還先別件数では、財政融資資金が十七件、地方公共団体金融機構資金が八件、民間資金が三件であります。

以上で水道事業会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

全体として水道会計は、健全性を保って、それなりに高い水道料金に支えられて決算されていると思うんですけども、この、ページ数でいけば三百二十七ページの費用の受水費、津軽広域水道企業団からの受水費、水道水買入れ値段といたしますか、仕入れ値段といたしますか、そのことについて。現状の基本水量といたしますか、基本料金、こういうもの現状では五十円ほどなのかな、一立方メートル当たりですね。現状とこの算定した一億二千八百七万円の算定の基本を、明らかに、使用水量を含めて明らかにしていただきたい。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。受水費なんですが、これは企業団から買い入れている単価でございまして、二段構えでございます。基本水量分、それから、使用水量分。基本水量分については、今現在、消費税抜きで単価が四十五・七四円で、使用水量分が十九・九〇円、これを令和三年度、来年度ですね、構成市町村が一部、西北事業所も加入することになりまして、企業団でも料金の再算定ということから算定された料金改定が予定されてございます。その中で、基本水量分が従来であれば四十五・七四円であったものを、五十二・九七円ということになる予定でございます。そして、使用料金分が従前までは十九・九〇円が、二十・三七円ということでございます。これに伴って、我々の水道料金の体系も値上げするのかということになれば、それは、うちのほうでは現在は考えてございませんが、いずれにしても料金検討委員会等々

に説明もしながら、その辺の事情は確認していくつもりでございますけれども、今のところは町としての料金改定に至るということでは考えてございません。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私見ているのは、東奥日報の記事を見ているんですけれども、今現在、パブリックコメントもやっていらっしゃるということなんですけれども、令和元年度については従来の決算の内容でいくんでしょうけれども、課長の説明では料金検討委員会も含めて値上げにはならないだろうけれども、説明もしていきたいというような話でしたんですけれども、自治体が人口が減少する、当初の見積もりは人口が増える一方の計画だったわけでありまして。でも、実際は減少している、水の使う量も減っているということで、基本水量といいますか、基本責任水量といいますか、これが藤崎町でもダウンする責任水量割当分といいますか、その分がダウンするから値上げに、結果的にはつながらないのではないかと報道もされておるんですけれども、そういうふうに理解してよろしいんですか。そういうふうにとというのは、値上げにはつながらないだろうというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。これまでというか、今現在、企業団で設定している町からの基本水量分というのは、一日で使用水量分五千九百二十八・七五トン、これは町としてこれまでの実績として、大分水量が高いのではないかとということから、我々の町村ではなくて、関係する町村、全ての町村をこの基本水量分を下げるということで了解してもらってございま

すが、現在、四千九百二十八トン、一日ですね、それを町として四千七百トンに下げるということから、基本水量分の受水費の料金も下がるのではないかと。よって、企業団の単価も上がるけれども、町として基本水量下がった分、企業団で上げたとしても、そうそう差額は出ないのではないかとということで考えてございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

三百三十ページの収益的収支じゃなくて、資本的収入明細書というのがございます。その中で、消火栓、ページ数言いましたよね、三百三十ページです、工事請負費、この消火栓更新工事費、これ分かりますよね、三百七十六万円、消火栓を更新した工事費を盛ったと。これは、一般会計というか、一般会計からも補填してもらって、一般会計からも水道会計に迷惑かけないように補填してもらっているわけですよ。その次の、私が聞きたいのは、三千石堰雨水事業に伴う水道管布設替工事一千百万円ほど出していますよね。これについては、下水道のほうでやっている、一般会計から補填だとか、これはないんですかというようなことなんですけれども。他会計から、下水道のほうのやっている事業だから、その補填もあっていんじゃないかなと、素人的には考えたんですけれども、その辺はどうなんだろうということ。他会計というか、下水道会計でやりくりしなければならなんじゃないのかと思うんですけど、どうなんだろう。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。三千石堰雨水事業に伴う水道管の布設替工事ということで、これについては、昨年度は、今年度もず

っと引き続きやっている工事の中で、三千石の整備に伴って、側溝を敷設していく段階で水道管本管の移設が発生するというので、水道本管の工事ですので、水道会計のほうで単独事業として対応したものでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

間違いました。間違いましたというのは、水道会計で補填しなければならないことじゃないのかなと思うんですけども、水道会計で補填しなければならないという、水道会計は今やっているんだから、それでいいんだということかもしれないけれども、いや、私は、むしろ下水道の会計で負担しなければならないんじゃないかということ、さっき言ったんですけどもね。その辺は全然、ゼロ査定でも水道会計でやるんだというふうにしちゃったんですか。その辺がよく分からないんですけども。休憩でもいいです。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

あくまでも水道管の移設ということなので、水道事業会計のほうから支出してございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

例えば、その下の、県道前坂藤崎線配水管布設替工事、県道をやるために、県道を整備するためにやっている場合、これ県から補助金なり、それに見合うような対応するお金が来るんじゃないんですか。それと同じじゃないんですか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

県道前坂藤崎線の工事については、本管を移設するという工事でしたが、内容は、一部民地へ本管が入っているということから、県道であります町で埋設している本管を移設する工事でした。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は認定するものと決定いたしました。

次に、議案第七十五号令和元年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、議案第七十五号令和元年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百四十四、三百四十五ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で五億六千二百八十五万九千円余りであります。内訳としましては、第一項営業収益が二億一千七百八十六万六千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千五百三十一万七千円余りあります。第二項営業

外収益が三億四千四百九十七万八千円余りであります。第三項特別利益は貸倒引当金戻入益の一万四千円であります。

次に支出ですが、総額で五億三千六百八十一万一千円余りであります。内訳としましては、第一項営業費用が四億六千二百四十九万六千円余りで、そのうち仮払消費税及び地方消費税が九百九十万五千円余りであります。第二項営業外費用が七千四百二十八万八千円余りで、そのうち納付する消費税が百五十六万九千円余りで、この消費税は費用には計上されないものであります。第三項特別損失が二万六千円余りであります。

三百四十六、三百四十七ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で四億六千六百九十七万五千円であります。内訳としましては、第一項企業債が二億七千二百二十万円であります。第二項出資金が八千四百十四万二千元で、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から繰入れた出資金であります。第三項補助金が一億千六百六十三万三千元で、これは防災・安全交付金藤崎町流域関連公共下水道雨水・浸水対策事業に係る国庫補助金であります。

次に、支出が総額で六億四千九百七十一万六千円余りであります。内訳としましては、第一項建設改良費が二億三千六百二十四万四千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が一千九百四十四万七千円余りであります。第二項企業債償還金が四億一千三百四十七万一千円余りであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億八千二百七十四万一千円余りについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金等で補填したものでございます。

三百五十九ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に経営活動についてご説明いたします。

水洗便所設置済人口が前年と比較して二百三十八人増の一万千七百七十一人、加入戸数が前年度比二百五十六戸増の四千四百四十一戸で、処理区域内における加入率は前年に比べ二・六％増の七七・六％となり、年間汚水処理量が七千三百九十九立方メートルの減で、百五万八千九百十立方メートルで、年間有収水量が七百二立方メートル増の九十三万三

千三十八立方メートルとなっております。

三百六十三ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。

令和元年度末企業債残高は、四十七億五千六百五十三万六千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が八十件で三十億二千百五万四千円余り、地方公共団体金融機構資金が二十一件で一億千四百六十一万二千円余り、かんぽ生命資金が二件で一億七千五百八十四万七千円余り、民間資金が五十七件で十四億四千五百二万二千円余りであります。

三百六十六ページをお開きください。次に、収益費用明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は五億四千百四十三万六千円余りであります。内訳としましては、第一項営業収益が二億二百五十四万九千円余りで、そのうち、第一目下水道使用料が一億七千六百三十四万二千円余り、第二目雨水処理負担金が二千四百七十一万九千円、これは雨水処理費として一般会計から繰り入れたものであります。第四目その他営業収益が百四十八万七千円余りで、第一節の検査手数料及び指定排水設備工事業者審査手数料が六十六万四千円、第二節雑収益が岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金の八十二万三千円余りであります。

次に、第二項営業外収益が三億三千八百八十七万二千円余りで、第二目他会計補助金が一億八千三百三十八万八千円で、これは一般会計から繰り入れた補助金であります。第三目長期前受金戻入が一億五千五百四十七万二千円余りで、減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。三百六十七ページ、第四目雑収益が六千円余り、第三項特別利益は貸倒引当金戻入益の一万四千円であります。

三百六十八ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は五億二千五百三十三万六千円余りであります。内訳としましては、第一項営業費用が四億五千二百五十九万一千円余りで、そのうち第一目管渠費が二千三百八十万円余りで、主なものとして、第二節光熱水費が中継ポンプの電気料として四百万二千円余

り、第四節委託料が一千二百七十九万六千円で、委託料の主なものとしましては、公共下水道事業では污水管清掃補修調査業務委託料が二百九十万円、農業集落排水事業では污水管清掃補修調査業務委託料が三百四十万円、第六節修繕費が五百七十七万二千元で、修繕費の主なものとしましては、公共下水道事業では福島地区マンホールポンプナンバー二ポンプ修繕工事の二百三十万円、農業集落排水事業では中野目地区第九号中継ポンプ修繕工事の百七十五万円でありま

す。

三百六十九ページをお開きください。第二目処理場費が五千百五十二万位一千円余り、主なものとしたしましては、第五節委託料が一千九百九十六万八千円余りで、委託料の主なものとしたしましては汚水処理施設維持管理業務委託料が一千七百六十四万七千円、第六節手数料が六百四十万四千円余りで、手数料の主なものとしたしましては、汚泥収集運搬が二百三万円余り、脱水汚泥収集運搬が二百二十八万五千円余り、脱水汚泥処分百七十九万三千円余り、第七節修繕費が七百五万六千円余りで、修繕費の主なものとしたしましては、水木地区処理施設原水量計修繕工事が二百十七万円余り、各処理施設機器等緊急時修繕費が四百八十八万五千円余り、第九節動力費が一千五百三十九万九千円余りで、これは処理場の運転に係る電気料であります。三百七十ページ、第四目流域下水道維持管理負担金が三千百六十六万二千円余りであります。第五目総係費が一千七百八十八万七千円余りで、主なものとしたしましては、給与、手当、法定福利費、引当金等の職員給与費が一千五百九十一万六千円余り、第十三節負担金が百六十万八千円余りで、負担金の主なものとしたしましては農業集落排水事業の飯田林崎処理施設維持管理負担金が百五十万三千円余りであります。三百七十一ページ、第六目減価償却費が三億二千七百七十一万八千円余りで、主なものとしたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の公共下水道事業では、構築物分が一億四千八百五十四万六千円余り、機械及び装置分が六百二十九万一千円余り、農業集落排水事業では、建物分が二千三百二十七万六千円余り、構築物分が一億七百六十一万四千円余り、機械及び装置分が二千九百九十一万三千円余り、第二節無形固定資産減価償却費の公共下水道事業の岩木川流域下水道

施設利用権が八百四十一万八千円余りであります。

第二項営業外費用が七千二百七十一万九千円余りで、内訳としましては、第一節企業債利息が七千二百七十一万九千円余りで、償還先別件数では公共下水道と農業集落排水事業の合計で財政融資資金が八十件、地方公共団体金融機構資金が二十一件、かんぽ生命資金が二件、民間資金が五十七件であります。

第三項特別損失が二万六千円余りで、下水道料金の不納欠損分でございます。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千六百九万九千円余りで、黒字決算となったものでございます。

三百七十二ページをお開きください。次に、資本的収入支出明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては消費税込みとなっております。

まず、収入についてご説明いたします。収入総額は四億六千六百九十七万五千円であります。内訳につきましては、三百四十七ページ、資本的収入及び支出で説明したので省略させていただきます。

次に、三百七十三ページ、支出ですが、総額で六億四千九百七十一万六千円余りであります。内訳といたしまして主なものは、第一項建設改良費第六節委託料の三千石堰二号幹線雨水・浸水対策補償金再算定業務委託料が7万7千円、第七節工事請負費の藤崎町流域関連公共下水道雨水・浸水対策事業工事費が二億二千二百二万四千円余り、第八節補償金の藤崎町流域関連公共下水道雨水・浸水対策事業立木補償金が二百九十万五千円余り、第二目流域下水道建設負担金の岩木川流域下水道事業建設負担金が三百三十四万五千円あります。

三百七十四ページ、第二項企業債償還金が四億一千三百四十七万一千円余りで、償還先別件数では公共下水道と農業集落排水事業の合計で財政融資資金が七十二件、地方公共団体金融機構資金が十七件、かんぽ生命が二件、民間資金が五十九件でございます。

以上で下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

農集排と公共下水道の合体した決算認定であります。議会の一般質問で下水道事業について委員長も聞いておられましたけれども、私がちょっと聞きたいところは、三百五十九ページの経営活動というのがございます。経営活動の中で、結論を急ぎます、聞くことですね、年間有収水量というのがございます。公共下水道と農業集落排水事業、農業集落排水事業は、いずれにしても水道料金をメインにして料金算定をしておるわけでありましてけれども、農業集落排水事業のところは、増加が三千百九十九で、有収水量が増えているんですけども、公共下水道のほうが二千四百九十七立方メートル減っているというのは、何か特別な原因というか、そういうのでもあるんでしょうか。その辺どのようにお考えなのか、現状なのかということについては、どうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。年間の有収水量ということでの常盤地区が三千百立方メートルほど増えている、この実情については、公共下水道は主に藤崎地区がメインでございまして、常盤地区、藤崎も一部ございますが、農業集落排水事業ということでのいえば、三千百立方メートルほど増えている現状については、確かに農集排の地域には常盤地区の宅地分譲等々増えてございます。新規接続者においても三十七件ほど増えた、昨年度からの比較では、というところが主なところなのかなと分析してございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

三十七件増えたという、その増えたほうはいいんですけれども、減っているほうが、結局水道の量というか、そっちと関係するんでしょうけれども、減った分が分からないということなんですけれども、今、説明した内容ではちょっと分かりかねるんですけど、何かもうちょっと心当たりのことあるんですか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

公共のほうが二千何立方メートルほど減している状況なんですけど、これについては、下水道の使用頻度が少なかったのかなど。うちのほうでは使用している水量分で請求している関係上、一般家庭含めた受益者が使用頻度減ったのかなという状況でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

藤崎のほうも常盤のほうも新しい住宅は建っているんです。本管に接続されていない箇所もあるという問題も、合併浄化槽に対する助成の問題も提案されていましたが、いや、私が懸念しているのは、心配しているのは、この藤崎地域の水道料金、水道管のほうで漏れていて、有収水量が少ないとか、そういうようなことは考えられないのかという懸念を持っているんです。その辺、具体的に、常盤地区でもそういうのがありましたです、ずっと継続して水道管が

漏れていたというようなことがこともありますので、原因や現状を調べていただきたいということを要望しておきたい
と思います。答弁はいりません。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は認定するものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職に
ご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後〇時五分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委員長 吉村忠男